

令和5年4月に発生した東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の重大な事故に係る追加的再発防止策

両社から報告のあった再発防止策に加え、以下の再発防止策を行うべきである。

(両社共通)

- ソフトウェアバグが発生した場合には冗長構成が有効に機能しない可能性があることを念頭に置いた対策を講じるべきである。
- マルチキャスト通信のように、業界としてその採用数が限られる方式に対しては、未知のソフトウェアバグが潜在する可能性が高いこと、また特にマルチキャスト通信に関してはソフトウェアバグがあると同時多発的な障害につながりやすいことを念頭に置き、事前のリスク評価を他の方式よりも強化すべきである。
- 事故による直接的な影響が生じた電気通信サービス以外の電気通信サービスにも影響が及ぶことがないようフェールセーフ機能の具備等を検討すべきである。
- 当該事故の概要について、他の電気通信事業を営む指定公共機関に説明し、情報共有する機会を設けるべきである。

(東日本電信電話株式会社のみ)

- 障害発生時の利用者への適時適切な周知広報を行うための訓練を強化すべきである。